

令和6年度

(2024年度)

士別市
監査結果報告書

定期監査

行政監査

財政援助団体等監査

士別市監査委員

士 監 第 8 号

令和7(2025)年3月5日

士 別 市 長	渡 辺 英 次 様
士別市議会議長	山 居 忠 彰 様
士別市教育委員会教育長	泉 山 浩 幸 様
士別市病院事業管理者	長 島 仁 様
士別市農業委員会会長	上 野 浩 二 様
士別市選挙管理委員会委員長	神 田 英 一 様

士別市監査委員 浅 利 知 充

士別市監査委員 十 河 剛 志

監査結果に関する報告について

地方自治法第199条第2項、第4項及び第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。

目 次

《 定期監査 》

I 契約事務

1 監査の対象	1
2 監査の着眼点	1
3 監査手順・実施手続	1
4 監査の期間	1
5 監査結果の概要	1
(1) 試査対象契約一覧	2
(2) 契約事務に関する意見	4

II 補助金交付事務

1 監査の対象	5
2 監査の着眼点	5
3 監査手順・実施手続	5
4 監査の期間	5
5 監査結果の概要	5
(1) 試査対象補助金一覧	6
(2) 補助金交付事務に関する意見	6

III 重要物品の管理事務

1 監査の対象	8
2 監査の着眼点	8
3 監査手順・実施手続	8
4 監査の期間	8
5 監査結果の概要	8
(1) 保有状況について	8
(2) 管理及び活用状況について	8
(3) 重要物品の管理事務に関する意見	8

《 行政監査 》

I 審議会等の設置・運営状況について

1 監査の対象	11
2 監査の着眼点	11
3 監査手順・実施手続	11
4 監査の期間	11
5 監査結果の概要	11
(1) 審議会等の設置状況について	12
(2) 審議会等の設置根拠及び目的について	13
(3) 審議会等の委員構成等について	15
(4) 会議の開催状況について（令和5年度）	17
(5) 会議の公開等について	17
(6) 会議の成果について（令和5年度）	18
(7) 会議の結果について（令和5年度）	18
(8) 審議会等の役務の提供の対価について	19
(9) 行政監査に関する意見	19

《 財政援助団体等監査 》

I 財政援助団体監査

1 監査の対象	22
2 監査の着眼点	22
3 監査手順・実施手続	23
4 監査の期間	23
5 監査結果の概要	23
(1) 士別市学校給食会	24
(2) ラブ士別・バイ士別運動推進協議会	25

II 公の施設の指定管理者監査

1 監査の対象	26
2 監査の着眼点	26
3 監査手順・実施手続	27
4 監査の期間	27
5 監査結果の概要	27
(1) 公の施設の事業・決算等の概要	28
(2) 公の施設の指定管理者監査に関する意見	32

《 定期監査 》

I 契約事務

1 監査の対象

(1) 対象部署

全部署

(2) 対象事務

令和5年10月1日から令和6年9月30日までに契約を締結したすべてのもの。

2 監査の着眼点

契約事務は法令等に基づき適正に行われているか。

3 監査手順・実施手続

士別市監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に基づき、全部署に「契約事務に関する調書」等の提出を求め、関係書類、規定等との照合・審査等を試査により実施するとともに、必要に応じて関係職員の説明を求めました。

4 監査の期間

令和6年5月20日から令和7年2月7日まで

5 監査結果の概要

今年度は、全部署を対象として契約事務の監査を実施しましたが、その結果については次ページ以降に記載のとおりです。

監査対象とした事務全般については、適正に処理されていると認められましたが、一部の事務処理に不適切な事項及び検討を要する事項がありましたので記述します。

事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度所管部署に対し指摘を行いましたので記述を省略します。

(1) 試査対象契約一覧

各種契約事務 1,387 件のうち、次の契約 26 件を抽出して監査を実施しました。

No.	部 局	課	契約の名称	契約方法	見積書・入札書 徴取数	契約期間	契約金額 (税込・円)
1	総務部	企画課	士別市用地確定測量業務	随意契約 第2号	1	自 6.5.27 至 6.7.31	総額 320,430円
2	総務部	総務課	行政系パソコン購入	随意契約 第2号	1	自 6.2.16 至 6.3.15	総額 356,400円
3	総務部	総務課	本庁舎等周辺除雪業務	随意契約 第2号	1	自 5.12.1 至 6.3.31	総額 504,345円
4	総務部	総務課	出張所切替器取付	随意契約 第2号	1	自 6.5.1 至 6.8.31	総額 852,500円
5	市民部	くらし安全課	自治体プラットフォームアプリ運用システム(市民生活情報アプリ)	随意契約 第2号	1	自 6.4.1 至 7.3.31	総額 660,000円
6	市民部	市民課	旅券交付用窓口端末機一式購入	随意契約 第2号	1	自 6.9.11 至 6.9.24	総額 550,000円
7	市民部	税務課	士別市固定資産地番図データ更新業務	随意契約 第2号	1	自 6.5.1 至 6.8.31	総額 1,485,000円
8	市民部	朝日支所 地域生活課	団地内遊園地等草刈業務	随意契約 第3号	1	自 6.6.1 至 6.9.30	総額 1,128,350円
9	健康福祉部	高齢者福祉課	令和6年4月施行介護保険制度改正に伴うシステム 改修業務	随意契約 第2号	1	自 5.12.13 至 6.3.31	総額 1,980,000円
10	健康福祉部	高齢者福祉課	米寿祝品物品購入	随意契約 第1号	2	自 6.7.31 至 6.8.13	総額 242,462円
11	健康福祉部	保健福祉センター	健康管理システム第4期特定健診・特定保健指導対 応改修	随意契約 第2号	1	自 6.4.17 至 6.9.30	総額 1,265,000円
12	経済部	農業振興課	士別市地域おこし協力隊求人広告掲載	随意契約 第2号	1	自 6.4.22 至 6.7.21	総額 204,600円
13	経済部	畜産林務課	市有林銘木市材生産・運搬業務(1013林班)	随意契約 第6号	1	自 5.12.1 至 6.3.31	単価 19,250円
14	経済部	畜産林務課	市有林銘木市材生産・運搬業務(178林班外)	随意契約 第6号	1	自 5.12.1 至 6.3.31	単価 16,500円
15	経済部	商工労働観光課	世界のめん羊館ホイルロード修理	随意契約 第5号	1	自 5.10.19 至 5.10.26	総額 1,011,915円
16	建設環境部	都市環境課	市内地区舗装工事その3	随意契約 第6号	1	自 5.11.2 至 5.12.20	総額 1,177,000円
17	建設環境部	都市環境課	天塩川清流苑火葬炉設備電気・計装精密点検	随意契約 第2号	1	自 6.5.9 至 6.7.31	総額 825,000円
18	建設環境部	施設維持センター	ウオーターポンプ不具合及びチルトオイル漏れ修理	随意契約 第2号	1	自 5.11.6 至 5.11.30	総額 330,000円
19	建設環境部	上下水道局	農業集落排水施設伝送装置用UPS修繕	随意契約 第2号	1	自 5.11.28 至 6.3.15	総額 528,000円
20	教育委員会 生涯学習部	学校教育課	士別小学校小荷物専用昇降機修繕	随意契約 第2号	1	自 6.5.17 至 7.1.16	総額 1,045,000円
21	教育委員会 生涯学習部	士別東高等学校	士別東高等学校給湯配管修繕	随意契約 第1号	3	自 6.8.2 至 6.9.30	総額 372,900円
22	教育委員会 生涯学習部	社会教育課	屯田兵屋基礎及び入口庇修繕	随意契約 第2号	1	自 6.8.20 至 6.9.30	総額 550,000円
23	教育委員会 生涯学習部	合宿の里・ スポーツ推進課	日向スキー場駐車場除雪業務	随意契約 第6号	1	自 5.11.25 至 6.3.24	総額 1,499,300円
24	市立病院 経営管理部	総務課	ナースコールシステム追加機器	随意契約 第2号	1	自 5.12.22 至 6.3.19	総額 1,518,000円
25	市立病院 経営管理部	総務課	市立病院非常用発電機簡易点検整備及び部品交 換	随意契約 第2号	1	自 6.1.29 至 6.3.29	総額 960,300円
26	市立病院 経営管理部	医事課	ガステーブル購入	随意契約 第6号	1	自 6.5.24 至 6.7.31	総額 832,700円

(注) 随意契約の該当根拠は、地方自治法(以下「法」という。)第 234 条第2項の規定により随意契約によることができる場合として、施行令第 167 条の2第1項に規定する次の各号があります。

第1号：士別市契約事務に関する規則(平成 17 年士別市規則第 41 号)第 19 条で定める額を超えないものをするとき

第2号：性質または目的が競争入札に適さないものをするとき

第3号：シルバー人材センターや障害者支援施設等から役務の提供等を受けるとき

第4号：新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者が生産する物品を買い入れるとき

第5号：緊急の必要により競争入札にすることができないとき

第6号：競争入札にすることが不利と認められるとき

第7号：時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みのあるとき

第8号：競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき

第9号：落札者が契約を締結しないとき

〔参考１〕 部署別・契約種類別・契約方法の状況

部 局	委 託					修 繕					工事請負					賃 貸 借				
	入札		随意 契約	随 契 な し	小 計	入札		随意 契約	随 契 な し	小 計	入札		随意 契約	随 契 な し	小 計	入札		随意 契約	随 契 な し	小 計
	一 般	指 名				一 般	指 名				一 般	指 名				一 般	指 名			
総 務 部	0	10	62	0	72	0	0	5	0	5	0	0	1	0	1	0	0	6	1	7
市 民 部	0	4	66	0	70	0	0	46	0	46	0	2	7	0	9	0	0	3	0	3
健 康 福 祉 部	0	1	185	0	186	0	0	16	0	16	1	2	2	0	5	0	0	5	0	5
経 済 部	0	1	27	0	28	0	0	6	0	6	2	4	6	0	12	0	0	2	5	7
建 設 環 境 部	0	22	89	12	123	0	0	108	0	108	1	40	40	0	81	0	0	9	0	9
教育委員会生涯学習部	0	10	112	0	122	0	0	51	0	51	4	4	6	0	14	0	0	8	0	8
議 会 事 務 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
会 計 管 理 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市立病院経営管理部	2	6	87	0	95	0	0	8	0	8	0	4	6	0	10	0	1	19	0	20
合 計	2	54	628	12	696	0	0	240	0	240	8	56	68	0	132	0	2	52	6	60

(つづき)

部 局	売 買					その他					計				
	入札		随意 契約	随 契 な し	小 計	入札		随意 契約	随 契 な し	小 計	入札		随意 契約	随 契 な し	計
	一 般	指 名				一 般	指 名				一 般	指 名			
総 務 部	1	3	14	0	18	0	0	17	0	17	1	13	105	1	120
市 民 部	0	2	22	0	24	0	0	5	1	6	0	8	149	1	158
健 康 福 祉 部	1	0	8	0	9	0	0	5	0	5	2	3	221	0	226
経 済 部	0	1	5	0	6	0	0	6	11	17	2	6	52	16	76
建 設 環 境 部	0	9	26	0	35	0	0	17	0	17	1	71	289	12	373
教育委員会生涯学習部	0	4	46	0	50	0	0	8	0	8	4	18	231	0	253
議 会 事 務 局	0	0	0	0	0	0	2	1	0	3	0	2	1	0	3
選挙管理委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
会 計 管 理 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市立病院経営管理部	0	12	21	0	33	0	0	1	10	11	2	23	142	10	177
合 計	2	31	142	0	175	0	2	60	22	84	12	145	1,190	40	1,387

〔参考２〕 随意契約の該当根拠別状況

区分	委託	修繕	工事請負	賃貸借	売買	その他	計
第1号	104	138	50	10	112	21	435
第2号	448	60	7	37	26	35	613
第3号	44	0	0	0	0	2	46
第4号	0	0	0	0	0	0	0
第5号	1	38	6	5	2	1	53
第6号	28	4	4	0	2	1	39
第7号	3	0	1	0	0	0	4
第8号	0	0	0	0	0	0	0
第9号	0	0	0	0	0	0	0
計	628	240	68	52	142	60	1,190

(2) 契約事務に関する意見

監査対象期間（令和5年10月1日から令和6年9月30日）における全契約件数は1,387件で、このなかから26件を抽出して監査しました。

契約締結の方法については、全契約件数1,387件のうち、85.8%にあたる1,190件が随意契約によってなされ、そのうち640件（53.8%）が一者随意契約によって行われています。

地方自治法及び地方自治法施行令では、契約は一般競争入札によることが原則であると規定されていますが、施行令第167条の2第1項で定める各号のいずれかに該当する場合に限り随意契約が認められ、当市においては「士別市契約事務及び随意契約ガイドライン」に沿って運用されているものと考えます。

随意契約は、そのメリットとして事務手続きが簡略化され効率的であることに加えて、経験、技術、信用に照らし合わせて業者を選定することで所期の目的を十分に達成できることなどが挙げられます。しかしながら、その反面、運用を誤ると公平性が欠如し、特定の事業者による独占が生じるおそれや、業者選定の仕方によっては価格の高止まりや不適正な価格による契約など、結果として公正な取引の確保を損なうデメリットを含んでいます。

このことから、随意契約はあくまでも例外的な方法であることを踏まえ、随意契約をしなければならない理由を再点検し、施行令に規定する事由に合致しないものについては契約方法の見直しを図るなど、その運用にあたっては厳正に行う必要があります。

特に、一者随意契約をする場合においては、従来の実績や専門性等を理由として、経費の比較を行わずに漫然と契約を継続するのではなく、ほかの受託可能な業者の把握に努めるなどの検討・改善を進めたいうえで、その者でなければ業務を実施できない明確な理由を示すべきと考えます。

次に、契約事務に関する誤りとして、契約書に貼付された収入印紙の金額が不足しているといった事例が見受けられました。収入印紙が適正に貼付されていない場合、契約書を作成した受注者に過怠税が課される場合がありますので、発注者である市においても確認を怠らないよう注意すべきと考えます。

また、修繕契約のなかで、契約書の作成が必要であったにもかかわらず、請書によって契約を締結している事例が見受けられました。契約書の作成を省略できる場合については「士別市契約事務に関する規則第25条」にて定められていますので、契約内容の確認を十分に行い、適切な事務処理をされるよう努めてください。

このほか、契約書に定められた検査調書の作成及び通知もれ、契約書に定められた書類の監査委員への提出遅れ、契約締結伺における記載誤りなどが見受けられました。

今後も、関係例規及び契約書の遵守と「士別市契約事務及び随意契約ガイドライン」に則ることで、公平性、客観性、透明性が確保された契約事務が行われることを望みます。

Ⅱ 補助金交付事務

1 監査の対象

(1) 対象部署

全部署

(2) 対象事務

令和5年10月1日から令和6年9月30日までに交付決定したすべてのもの。

2 監査の着眼点

補助金の交付事務は法令等に基づき適正に行われているか。

3 監査手順・実施手続

士別市監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に基づき、全部署に「補助金交付事務に関する調書」等の提出を求め、関係書類、規定等との照合・審査等を試査により実施するとともに、必要に応じて関係職員の説明を求めました。

4 監査の期間

令和6年5月20日から令和7年2月7日まで

5 監査結果の概要

今年度は、全部署を対象として補助金交付事務の監査を実施しましたが、その結果については次ページ以降に記載のとおりです。

監査対象とした事務全般については、適正に処理されていると認められましたが、一部の事務処理に検討を要する事項がありましたので記述します。

事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度所管部署に対し指摘を行いましたので記述を省略します。

(1) 試査対象補助金一覧

補助金交付事務491件のうち、次の19件を抽出して監査を実施しました。

No.	部 局	課	補助 区分	補助事業名	交付金額
1	総務部	企画課	事業	地域生活バス路線運行事業	9,393,000円
2	総務部	企画課	事業	士別サフォーク研究会事業補助(PR事業)	71,000円
3	総務部	企画課	事業	野球独立リーグ移住促進補助金	3,510,000円
4	市民部	くらし安全課	事業	桜丘自治会活動補助金(LED防犯街灯設置費)	242,660円
5	市民部	くらし安全課	事業	川南自治会活動補助金(LED防犯街灯設置費)	290,400円
6	市民部	朝日支所 地域生活課	事業	朝日商店街街路灯更新事業	421,000円
7	市民部	朝日支所 地域生活課	事業	水道利用組合補助金	2,764,960円
8	健康福祉部	地域福祉課	事業	ふれあい広場事業	160,000円
9	健康福祉部	地域福祉課	事業	士別市障がい者施設等従事者確保緊急支援就労支度金 事業補助金	200,000円
10	健康福祉部	高齢者福祉課	事業	士別市介護従事者確保緊急支援事業補助金	165,000円
11	経済部	畜産林務課	事業	スクレイパー抵抗性向上支援事業	48,210円
12	経済部	畜産林務課	事業	林業担い手確保・育成支援助成金	3,000,000円
13	経済部	商工労働観光課	事業	第69回しべつ雪まつり	810,000円
14	経済部	商工労働観光課	事業	士別市地域循環型住まいづくり促進事業	1,000,000円
15	教育委員会 生涯学習部	学校教育課	事業	士別市立中学校生徒対外行事参加奨励費補助金 (陸上 士別中学校)	311,300円
16	教育委員会 生涯学習部	学校教育課	事業	士別市立中学校生徒対外行事参加奨励費補助金 (陸上 士別南中学校)	55,200円
17	教育委員会 生涯学習部	学校教育課	事業	士別市立中学校生徒対外行事参加奨励費補助金 (陸上 朝日中学校)	73,000円
18	教育委員会 生涯学習部	社会教育課	事業	入船亭扇太一人会	88,000円
19	教育委員会 生涯学習部	合宿の里・ スポーツ推進課	事業	第26回朝日ノルディックスキー大会	880,000円

※申請が複数ある事業については、そのうち1件を抽出し監査を行いました。

(2) 補助金交付事務に関する意見

監査対象期間(令和5年10月1日から令和6年9月30日)における補助金交付件数は491件で補助金額は約2億5,400万円、そのうち運営補助は32件で補助金額は約1,700万円、事業補助は459件で補助金額は約2億3,600万円が交付決定となっています。

この補助事業の中から事業補助19件を抽出して監査を実施したところ、「士別市補助金交付規則」及び「士別市補助金交付規則取扱要領」、「独自の交付要綱」に基づき交付されていましたが、一部の事務処理に誤りがありました。

また、事業等効果記述書類が作成されていない事例が散見されました。事業等効果記述書類は事業効果を示すことで補助金の交付理由及び正当性を明確にするものであり、補助事業等実績報告書において必要な添付資料であると明記されていますので、適切に作成を行うよう市から交付団体に対し指導してください。

このほか、補助金等交付申請書における日付の記載漏れ、補助事業等実績報告書に係る添付資料の記載誤りといった事例が見受けられました。

補助金は、公益上必要があると認められた場合において金銭的給付が行われるものでありますが、その性質上、補助をする根拠及び成果が不明確になりやすいことや、長年にわたって継続されている補助金の既得権益化などの問題を抱えています。

補助金の交付にあたっては、補助事業の必要性や公平性、効果について十分な検証を行った上で、団体の事業内容に沿った適正な補助金を交付し、市民福祉の増進に寄与されることを望みます。

Ⅲ 重要物品の管理事務

1 監査の対象

令和6年4月1日から令和6年9月30日までに取得及び廃棄、管理換について物品出納員に通知があった重要物品（50万円以上の物品）44点を監査しました。

なお、公営企業会計分の重要物品のうち、水道事業会計及び下水道事業会計においては有形固定資産のうち50万円以上の「車両運搬具」と「工具器具及び備品」とし、病院事業会計においては有形固定資産のうち50万円以上の「器械備品」と「車両」としました。

2 監査の着眼点

- （1）重要物品の管理は、規程等に基づき適正に行われているか。
- （2）重要物品は、取得目的に沿って活用がされているか。

3 監査手順・実施手続

士別市監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に基づき、全部署に「重要物品管理状況に関する調書」の提出を求め、関係する台帳との照合・審査を試査により実施し、関係職員の説明を求めるとともに必要に応じて現地調査を実施しました。

4 監査の期間

令和6年5月20日から令和7年2月7日まで

5 監査結果の概要

重要物品の管理事務について、備品台帳をもとに監査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められました。

（1）保有状況について

令和6年度（4月1日から9月30日まで）に取得した物品等を対象に調査を行った結果は、〔表1〕（9ページ）のとおりです。

（2）管理及び活用状況について

重要物品の管理状況については、管理者のもとにおおむね適正に管理されており、活用状況についても、物品の取得目的に沿って適正に活用されていました。

（3）重要物品の管理事務に関する意見

令和2年度に保健福祉センターで取得した健康管理システムクラウドサービスの重要物品登録が行われていませんでした。その他にも、物品出納通知書及び不用物品通知書が会計管理局へ提出されていない事例が見受けられました。

物品の出納があった場合は速やかに手続きを行い、士別市会計規則に基づいた適正な事務処理に努めてください。

〔表1〕令和6年度（4月1日から9月30日まで）取得等の部局別移動状況

(単位：件)

部 局	重要物品移動状況 (令和6年4月1日～令和6年9月30日)				移動増減
	取 得	廃 棄	管理換増	管理換減	
総 務 部	2	2	1	2	△ 1
市 民 部	3	0	1	1	3
健 康 福 祉 部	1	1	1	1	0
経 済 部	1	0	0	0	1
建 設 環 境 部	1	14	1	1	△ 13
教育委員会生涯学習部	3	2	1	0	2
議 会 事 務 局	0	0	0	0	0
選挙管理委員会事務局	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会 事 務 局	0	0	0	0	0
会 計 管 理 局	0	0	0	0	0
水 道 事 業 会 計	0	0	0	0	0
下 水 道 事 業 会 計	13	0	0	0	13
病 院 事 業 会 計	9	0	0	0	9
計	33	19	5	5	14

(注) 取得物品の一部の調査につきましては、写真での確認としています。

〔参考〕 令和6年度取得等移動物品名

部 局	取 得	廃 棄	管 理 換 増	管 理 換 減
総 務 部	除雪機(温根別出張所保管) 除雪機(朝日支所保管)	トヨタ トヨエース スズキ アルト	【高齢者福祉課から】 トヨタ コースター	【朝日支所地域生活課へ】 ニッサン プレサージュ 【子ども・子育て応援課へ】 トヨタ ベルタ
市 民 部	検査データ管理システム 券売機 ニッサン ダットサン		【総務課から】 ニッサン プレサージュ	【土別東高等学校へ】 乗用芝刈機
健康福祉部	健康管理システムクラウドサービス	ダイハツ ミラ	【総務課から】 トヨタ ベルタ	【総務課へ】 トヨタ コースター
経 済 部	券売機			
建設環境部	ホイールローダ(8t級)	ホイールローダ 【企業会計移行に伴う登録抹消】 ドラフトチャンパー シアン蒸留装置 分光光度計 多寄地区処理場監視予備装置 農業集落排水処理施設監視予備装置 発電機 下水処理場発電機 災害時用ポンプ設備(発電機) 日立 ショベルローダ 小松 ショベルローダ マツダ ボンゴプロニー 三菱ふそう 4tダンプ トヨタ サクシード	【バイオマス資源堆肥化施設から】 ホイールローダ(10t級)	【施設維持センターへ】 ホイールローダ(10t級)
教育委員会 生涯学習部	光回線機器 フードスライサー バススルー冷蔵庫	マイコンスライサー バススルー冷蔵庫	【上土別出張所から】 乗用芝刈機	
下水道事業会計	【企業会計移行に伴う建設環境部からの引継】 ドラフトチャンパー シアン蒸留装置 分光光度計 多寄地区処理場監視予備装置 農業集落排水処理施設監視予備装置 発電機 下水処理場発電機 災害時用ポンプ設備(発電機) 日立 ショベルローダ 小松 ショベルローダ マツダ ボンゴプロニー 三菱ふそう 4tダンプ トヨタ サクシード			
病 事 業 会 計	医用画像分析システムEIRL メディカルシーラー 生物顕微鏡 ファイアウォール FortiGate UTM Protection 共焦点走査型ダイオードレーザ検眼鏡及び オートレフケラト/トノノバキメータ ワーキングテーブル 担架付固定ストレッチャー ベッドサイドモニタ 内視鏡情報システム			

《 行政監査 》

I 審議会等の設置・運営状況について

1 監査の対象

各部局で所管する地方自治法第138条の4第3項に基づき、法律又は条例により設置された「附属機関」及び法律又は条例の規定に基づかず、市の要綱等により設置された「附属機関に準じる機関」で、令和5年4月1日現在、設置されているものを対象としました。

ただし、「附属機関に準じる機関」のうち、下記のいずれかに該当する機関は対象外としました。

- ・自治体、関係機関等の団体が構成員となり組織され、会員の会費により運営されている協議会等で、市の機関内部に事務局が置かれているもの。
- ・協議会等の運営を市民が主体となっている市民（住民）組織的な性格を有するもので、協議会等の事務局のみが市の機関内部に置かれているもの。
- ・市の職員のみを構成員とするもの。

2 監査の着眼点

監査は次の着眼点に基づき行いました。

- (1) 審議会等を設置する根拠や目的等に沿って適切な運営がされているか。
- (2) 委員の構成や女性委員・公募委員の登用等は適正か。
- (3) 審議会等の開催状況は適正か。
- (4) 審議会等の公開、会議結果等の公表は適正に行われているか。
- (5) 審議会等の成果は適切に市政に反映されているか。
- (6) 審議会等の委員への報酬等の支給は適正に行われているか。

3 監査手順・実施手続

士別市監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に基づき、全部署に「行政監査に関する調査票」の提出を求め、関係書類等と照合・審査等を行うとともに、必要に応じて関係職員の説明を求めました。

4 監査の期間

令和6年10月15日から令和7年2月7日まで

5 監査結果の概要

定期監査を補完する目的で、審議会等の設置・運営状況について行政監査を実施しましたが、その結果については次ページ以降に記載のとおりです。

今回監査の着眼点において、一部検討を要する事項がありましたので記述します。

なお、そのほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度所管部署に対し指導しましたので、記述を省略いたします。

(1) 審議会等の設置状況について

【表1】所属部課別設置状況

No	所属部	機関数	構成比 (%)	所属課			設置区分	
					機関数	構成比 (%)	附属 機関	附属機関 に準じる 機関
1	総務部	10	22.2	企画課	3	6.7	2	1
2				総務課	6	13.3	6	0
3				財政課	1	2.2	1	0
4	市民部	1	2.2	市民課	1	2.2	1	0
5	健康福祉部	10	22.2	地域福祉課	4	8.9	3	1
6				こども・子育て応援課	4	8.9	3	1
7				高齢者福祉課	1	2.2	1	0
8				保健福祉センター	1	2.2	1	0
9	経済部	2	4.4	農業振興課	1	2.2	1	0
10				商工労働観光課	1	2.2	1	0
11	建設環境部	4	8.9	都市環境課	2	4.4	2	0
12				建築課	1	2.2	0	1
13				上下水道局	1	2.2	1	0
14	教育委員会生涯学習部	17	37.8	学校教育課	3	6.7	0	3
15				学校給食センター	1	2.2	1	0
16				社会教育課	5	11.1	5	0
17				中央公民館	1	2.2	1	0
18				上土別公民館	1	2.2	1	0
19				多寄公民館	1	2.2	1	0
20				温根別公民館	1	2.2	1	0
21				図書館	1	2.2	1	0
22				博物館	1	2.2	1	0
23				地域文化課	1	2.2	1	0
24				合宿の里・スポーツ推進課	1	2.2	1	0
25	市立病院経営管理部	1	2.2	総務課	1	2.2	1	0
合計		45	100.0	—	45	100.0	38	7

※機関数の45機関は、各課等から調査票が提出された機関数

今回、監査対象として各課等から報告された審議会等の機関数の合計は45件で、内訳としては附属機関が38件、附属機関に準じる機関が7件です。

所属部別の機関数で見ると、教育委員会生涯学習部が17機関（37.8%）で最も多く、次に総務部と健康福祉部が10機関（22.2%）となっています。

また、所属課別の機関数については、総務課が6機関（13.3%）で最も多く、次に社会教育課で5機関（11.1%）、地域福祉課、こども・子育て応援課で4機関（8.9%）となっています。

(2) 審議会等の設置根拠及び目的について

※ 設置根拠により以下のアとイに分類されます。

区 分		設置根拠			
		法律	条例	要綱等	その他
ア 附属機関として設置するもの	法律で設置が義務づけられているもの（法令必置）	○			
	法律で設置することができるものとされるもの（法令任意、条例設置）	○	○		
	市独自の判断で設置するもの（条例設置）		○		
イ 附属機関に準じるもの	市独自の判断で設置するもの（要綱設置、規則、規程）			○	
	市独自の判断で他の根拠により設置するもの（規約、会則）				○

ア 附属機関として設置するものについて

附属機関とは地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置される機関で、執行機関の要請により行政執行のために必要な調停、審査、諮問、調査等を行うことを目的とする機関です。

イ 附属機関に準じる機関

行政ニーズに対する弾力的な対応を図るため、要綱、規則、規程等に基づき設置され附属機関と同様な機能を果たす機関と、他の根拠により設置し連絡、調整を主目的とする機関です。

【表2】設置根拠別の状況

区 分	附属機関		準じる機関		合 計	
	機関数	構成比 (%)	機関数	構成比 (%)	機関数	構成比 (%)
法令必置	6	15.8	0	－	6	13.3
条例設置	32	84.2	0	－	32	71.1
要綱設置	0	－	4	57.1	4	8.9
規則・規程設置	0	－	3	42.9	3	6.7
その他（規約・会則）	0	－	0	－	0	－
合 計	38	100.0	7	100.0	45	100.0

設置根拠別の状況は、全45機関中、最も多いのが「条例設置」で32機関（71.1%）、次に「法令必置」が6機関（13.3%）、「要綱設置」が4機関（8.9%）、「規則・規程設置」が3機関（6.7%）などとなっています。

附属機関の38機関は全て法律または条例を根拠に設置されており、附属機関に準じる機関の7機関については全て、要綱や規則、規程を根拠に設置されています。

【表3】設置目的別の状況

区 分	附属機関		準じる機関		合 計	
	機関数	構成比 (%)	機関数	構成比 (%)	機関数	構成比 (%)
調停機関	0	－	1	14.3	1	2.2
審査機関	7	18.4	0	－	7	15.6
諮問機関	24	63.2	1	14.3	25	55.6
調査機関	3	7.9	1	14.3	4	8.9
その他	4	10.5	4	57.1	8	17.8
合 計	38	100.0	7	100.0	45	100.0

設置目的別の状況は、全45機関中、最も多いのが「諮問機関」で25機関（55.6%）と半数以上であり、次に「その他」が8機関（17.8%）、「審査機関」が7機関（15.6%）、「調査機関」が4機関（8.9%）、「調停機関」が1機関（2.2%）という状況になっています。

附属機関では「諮問機関」が24機関（63.2%）で最も多く、附属機関に準じる機関は「その他」が4機関（57.1%）で最も多い状況となっています。

調停機関 … 紛争の解決を促すため公平中立の立場から第三者として仲介に入る機関

審査機関 … 慎重を要するもの、技術的精密さ等の内容をよく調べ審査決定する機関

諮問機関 … 行政の意思決定に際し、専門的な立場から特別の事項を調査・審議する合議制の機関

(3) 審議会等の委員構成等について

【表4】委員数の状況

区 分	附属機関		準じる機関		合 計	
	機関数	構成比 (%)	機関数	構成比 (%)	機関数	構成比 (%)
委嘱なし	1	2.6	0	－	1	2.2
5人以下	3	7.9	1	14.3	4	8.9
6人～10人	23	60.5	2	28.6	25	55.6
11人～15人	4	10.5	2	28.6	6	13.3
16人～20人	4	10.5	0	－	4	8.9
21人～25人	3	7.9	1	14.3	4	8.9
26人以上	0	－	1	14.3	1	2.2
合 計	38	100.0	7	100.0	45	100.0

委員数の状況は、全45機関中「6人～10人」が25機関（55.6%）で最も多く、次に「11人～15人」が6機関（13.3%）、「5人以下」、「16人～20人」、「21人～25人」がそれぞれ4機関（8.9%）などとなっています。

【表5】委員構成の状況

区 分	附属機関		準じる機関		合 計	
	委員数	構成比 (%)	委員数	構成比 (%)	委員数	構成比 (%)
学識経験者	131	31.8	5	2.7	136	22.7
関係団体代表者	130	31.6	31	16.6	161	26.9
市民代表	75	18.2	0	－	75	12.5
関係行政機関職員	39	9.5	29	15.5	68	11.4
市議会議員	5	1.2	1	0.5	6	1.0
市職員	8	1.9	10	5.3	18	3.0
その他	24	5.8	111	59.4	135	22.5
合 計	412	100.0	187	100.0	599	100.0

※調査時点において、委員の委嘱がされていない1機関を除く（以降同様）

委員構成の状況は、全体で「関係団体代表者」が161人（26.9%）で最も多く、次に「学識経験者」が136人（22.7%）、「その他」が135人（22.5%）、市民代表が75人（12.5%）などとなっています。

【表6】女性委員の状況

区分（割合）	附属機関		準じる機関		合計	
	機関数	構成比（％）	機関数	構成比（％）	機関数	構成比（％）
なし	2	5.4	2	28.6	4	9.1
1％～10％	2	5.4	0	－	2	4.5
11％～20％	4	10.8	2	28.6	6	13.6
21％～30％	8	21.6	0	－	8	18.2
31％～40％	9	24.3	0	－	9	20.5
41％～50％	7	18.9	0	－	7	15.9
51％～	5	13.5	3	42.9	8	18.2
合 計	37	100.0	7	100.0	44	100.0

女性委員数	131	31.8	46	24.6	177	29.5
委員総数	412	100.0	187	100.0	599	100.0

女性委員がいる機関数は、全44機関中40機関（90.9％）であり、女性委員数は全体の委員総数599人に対して177人（29.5％）となっています。

各機関別に見ると、附属機関では委員総数412人に対して131人（31.8％）、附属機関に準じる機関では187人に対して46人（24.6％）となっています。

【表7】公募委員の状況

区分（割合）	附属機関		準じる機関		合計	
	機関数	構成比（％）	機関数	構成比（％）	機関数	構成比（％）
なし	18	48.6	7	100.0	25	56.8
1％～10％	9	24.3	0	－	9	20.5
11％～20％	10	27.0	0	－	10	22.7
21％～30％	0	－	0	－	0	－
31％～40％	0	－	0	－	0	－
41％～50％	0	－	0	－	0	－
51％～	0	－	0	－	0	－
合 計	37	100.0	7	100.0	44	100.0

公募委員数	25	6.1	0	－	25	4.2
委員総数	412	100.0	187	100.0	599	100.0

公募委員がいる機関数は、全44機関中19機関（43.2％）であり、公募委員数は全体の委員総数599人に対して25人（4.2％）となっています。

公募については、附属機関の委員を対象としているため、附属機関に準じる機関の公募委員数は0人となっています。

(4) 会議の開催状況について（令和5年度）

【表8】会議の開催状況

区 分	附属機関		準じる機関		合 計	
	機関数	構成比 (%)	機関数	構成比 (%)	機関数	構成比 (%)
0 回	8	21.6	0	－	8	18.2
1 回	11	29.7	2	28.6	13	29.5
2 回	10	27.0	1	14.3	11	25.0
3 回	4	10.8	1	14.3	5	11.4
4 回	2	5.4	1	14.3	3	6.8
5 回	0	－	0	－	0	－
6 回以上	2	5.4	2	28.6	4	9.1
合 計	37	100.0	7	100.0	44	100.0

令和5年度中の会議の開催状況については、全44機関中最も多かったのは「1回」で13機関（29.5%）、次に「2回」が11機関（25.0%）、「0回」が8機関（18.2%）となっています。開催回数が「0回」となった理由については、「審議すべき事案が発生しなかったため」という回答が多数でした。

(5) 会議の公開等について

【表9】会議の公開、開催周知、結果の公表の状況

区 分		附属機関		準じる機関		合 計	
		機関数	構成比 (%)	機関数	構成比 (%)	機関数	構成比 (%)
会議の公開	可	27	73.0	1	14.3	28	63.6
	不可	10	27.0	6	85.7	16	36.4
会議の開催周知	有	28	75.7	0	－	28	63.6
	無	9	24.3	7	100.0	16	36.4
会議結果等（資料・結果概要書） の公表	有	32	86.5	1	14.3	33	75.0
	無	5	13.5	6	85.7	11	25.0

会議の公開については、全44機関中「可としている」が28機関（63.6%）、「不可としている」が16機関（36.4%）となっています。

会議の開催周知については、市ホームページ上で「開催周知をしている」が28機関（63.6%）に対し、「開催周知をしていない」が16機関（36.4%）であり、「周知をしていない」理由としては、「会議を非公開としているため」や、「個人情報に関わる内容のため」、「報道機関への周知は行うが、一般市民の傍聴を前提としていないため周知はしていない」といった回答がありました。

会議結果等（資料・結果概要書）の公表については、「公表している」が33機関（75.0%）に対し、「公表していない」が11機関（25.0%）であり、「公表していない」理由としては、開催周知と同様に個人情報に関わるものが多くありました。

(6) 会議の成果について（令和5年度）

【表10】会議の成果別一覧

区 分		附属機関		準じる機関		合 計	
		機関数	構成比 (%)	機関数	構成比 (%)	機関数	構成比 (%)
成果あり		27	93.1	7	100.0	34	94.4
成果の内容	答申	6	22.2	1	14.3	7	20.6
	提言	7	25.9	3	42.9	10	29.4
	その他	14	51.9	3	42.9	17	50.0
成果なし		2	6.9	0	－	2	5.6
合 計		29	100.0	7	100.0	36	100.0

※令和5年度中、会議の開催がなかった8機関を除く

会議の成果については、全36機関中「成果あり」が34機関（94.4%）、「成果なし」が2機関（5.6%）となっています。

「成果の内容」としては、「その他」が最も多く17機関（50.0%）、次に「提言」が10機関（29.4%）、「答申」が7機関（20.6%）であり、「その他」の内容としては、「意見聴取」や「事業承認」という回答が多くありました。

(7) 会議の結果について（令和5年度）

【表11】会議の結果別一覧

区 分		附属機関		準じる機関		合 計	
		機関数	構成比 (%)	機関数	構成比 (%)	機関数	構成比 (%)
事業等の反映あり		25	86.2	7	100.0	32	88.9
反映ありの内容	事業に反映	6	24.0	2	28.6	8	25.0
	予算化	0	－	0	－	0	－
	改善等の参考	15	60.0	4	57.1	19	59.4
	その他	4	16.0	1	14.3	5	15.6
事業等の反映なし		4	13.8	0	－	4	11.1
合 計		29	100.0	7	100.0	36	100.0

※令和5年度中、会議の開催がなかった8機関を除く

会議の結果については、全36機関中「事業等の反映あり」が32機関（88.9%）、「事業等の反映なし」が4機関（11.1%）となっています。

「反映ありの内容」としては、「改善等の参考」が最も多く19機関（59.4%）、次に「事業に反映」が8機関（25.0%）、「その他」が5機関（15.6%）であり、「その他」の内容としては「個人にかかる審査や認定」などの回答がありました。

(8) 審議会等の役務の提供の対価について

【表12】 委員への報酬等の一覧

区 分		附属機関		準じる機関		合 計	
		機関数	構成比 (%)	機関数	構成比 (%)	機関数	構成比 (%)
支給あり		37	100.0	6	85.7	43	97.7
	報酬（第1節）	37	100.0	2	33.3	39	90.7
	報償費（第7節）	0	－	4	66.7	4	9.3
支給なし		0	－	1	14.3	1	2.3
合 計		37	100.0	7	100.0	44	100.0

審議会等の委員に対する役務の提供の対価について、全44機関中「支給あり」が43機関（97.7%）、「支給なし」が1機関（2.3%）となっています。

「支給あり」のうち、附属機関は「報酬」が37機関（100.0%）、附属機関に準じる機関は「報酬」が2機関（33.3%）、「報償費」が4機関（66.7%）であり、「支給なし」としている1機関については、「設立当初の会議において無報酬とすることを確認している」と回答がありました。

(9) 行政監査に関する意見

今回の監査に関する意見は以下のとおりです。

なお、その他軽微な指摘事項等については、口頭で改善または留意を促したので省略します。

① 会議の公開について

会議の公開については、市の政策形成過程の透明性を高め、開かれた市政を実現することを目的として、市取扱要綱においても、法令で非公開とされている場合や、プライバシーに関する会議等、特に理由がある場合を除き「原則として公開とする」としています。

今回の調査において、会議の公開を「可としている」機関は全44機関中28機関（63.6%）、「不可としている」機関は16機関（36.4%）でしたが、可としている機関のうち、令和5年度中の会議における市民の傍聴実績は0件でした。

また、市ホームページの「審議会・委員会の開催状況」のページにおいて、市民に対する会議公開の可否を周知している機関はありませんでした。

② 会議の開催周知について

会議の開催周知については、市取扱要綱において「会議の公開又は非公開にかかわらず、会議日の1週間前までに市ホームページに会議名、日時、場所及び課題等を掲載し、市民に周知するよう努めなければならない」とされていますが、会議が非公開であることや、個人情報に関わる内容であるという理由等から周知をしていない機関が16機関（36.4%）ありました。

③ 会議結果等（資料・結果概要書）の公表について

会議結果等（資料・結果概要書）の公表については、「公表していない」が11機関（25.0%）あり、その理由としては、開催周知と同様に、会議が非公開であることや、個人情報に関わる内容であるというものでした。

また、会議結果等を「公表している」と回答した33機関（75.0%）の中には、一般市民への傍聴を前提としていないという理由から、市ホームページでの開催周知は行わず、会議終了後に会議結果とともに会議日時等や議案書を事後に掲載している例が複数見受けられました。

まとめ

本市では、附属機関等の設置や委員の選任、会議の公開等に関する基本的事項については、「士別市附属機関等の設置等に関する取扱要綱」に定められているところであり、加えて、会議の開催周知から

結果公表までの市ホームページでの情報発信については、くらし安全課発出の「情報発信等の手引き」において統一的な事務手続きが示されていますが、今回の調査において、市民への会議公開の可否が周知されておらず、会議の開催周知から結果公表までの情報発信が適切に行われていないなど、事務手続きが一部所管課の判断により行われている事例が見受けられました。

このことから、審議会等の運営にあたっては、市取扱要綱及び情報発信の手引きの遵守が重要となりますが、根本としてその内容が真に職員が取扱いやすいものとなっているか、手続きが煩雑となっていないかなどを、要綱及び手引きを主管する総務課、くらし安全課において再度検証することが必要であると考えます。その上で全庁へ改めて周知を行うとともに、適切な指示、指導のもとに統一的な事務手続きが行われる体制の整備に努められるよう望みます。

また、社会情勢等の変化で必要性が低下しているもの、活動が著しく不活発なもの、形式的な会議の開催で設置効果が乏しいものについては、法令の改廃の動向や、事務内容の変化等の把握など、設置の目的や必要性について適宜検証を行う必要があると考えます。

審議会等は市政への幅広い市民の意見や専門的知識を反映させる有効な手段であり、今後においてもより一層重要な役割を果たすものです。今回の監査を契機に、審議会等の設置目的と意義を再認識するとともに、効果的・効率的な審議会等の運営が行われるよう、期待するものであります。

令和6年度 行政監査 対象審議会等一覧

No.	所属部課名		審議会等名	種別	設置根拠	設置目的
1	総務部	企画課	士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議	附属機関に準じる機関	要綱	諮問機関
2	総務部	企画課	士別市功労者表彰審議会	附属機関	条例	審査機関
3	総務部	企画課	士別市振興審議会	附属機関	条例	諮問機関
4	総務部	総務課	士別市防災会議	附属機関	法律	審査機関
5	総務部	総務課	士別市国民保護協議会	附属機関	法律	その他
6	総務部	総務課	士別市個人情報保護・情報公開審査会	附属機関	条例	諮問機関
7	総務部	総務課	士別市行財政改革懇談会	附属機関	条例	諮問機関
8	総務部	総務課	士別市特別職報酬等審議会	附属機関	条例	諮問機関
9	総務部	総務課	士別市公務災害補償等認定委員会	附属機関	条例	審査機関
10	総務部	財政課	士別市財産評定委員会	附属機関	条例	諮問機関
11	市民部	市民課	士別市国民健康保険運営協議会	附属機関	法律	諮問機関
12	健康福祉部	地域福祉課	士別地域介護認定審査会(障害認定審査会)	附属機関	法律	審査機関
13	健康福祉部	地域福祉課	士別市民生委員推薦会	附属機関	法律	その他
14	健康福祉部	地域福祉課	士別市保健医療福祉対策協議会	附属機関	条例	その他
15	健康福祉部	地域福祉課	士別市自立支援協議会	附属機関に準じる機関	要綱	その他
16	健康福祉部	こども・子育て応援課	士別市児童館運営委員会	附属機関	条例	諮問機関
17	健康福祉部	こども・子育て応援課	士別市子どもの権利委員会	附属機関	条例	諮問機関
18	健康福祉部	こども・子育て応援課	士別市子ども・子育て会議	附属機関	条例	諮問機関
19	健康福祉部	こども・子育て応援課	士別市子どもの権利救済委員会	附属機関に準じる機関	規則、規程	調停機関
20	健康福祉部	高齢者福祉課	士別地域介護認定審査会	附属機関	法律	審査機関
21	健康福祉部	保健福祉センター	士別市予防接種健康被害調査委員会	附属機関	条例	調査機関
22	経済部	農業振興課	士別市農業・農村活性化審議会	附属機関	条例	審査機関
23	経済部	商工労働観光課	士別市商工業振興審議会	附属機関	条例	諮問機関
24	建設環境部	都市環境課	士別市都市計画審議会	附属機関	条例	審査機関
25	建設環境部	都市環境課	士別市環境審議会	附属機関	条例	諮問機関
26	建設環境部	建築課	士別市空家等対策協議会	附属機関に準じる機関	要綱	その他
27	建設環境部	上下水道局	士別市上下水道審議会	附属機関	条例	諮問機関
28	教育委員会生涯学習部	学校教育課	士別市不登校・いじめ問題等対策連絡会	附属機関に準じる機関	要綱	調査機関
29	教育委員会生涯学習部	学校教育課	士別市学校運営協議会	附属機関に準じる機関	規則、規程	その他
30	教育委員会生涯学習部	学校教育課	士別市特別支援教育連携協議会	附属機関に準じる機関	規則、規程	その他
31	教育委員会生涯学習部	学校給食センター	士別市学校給食センター運営委員会	附属機関	条例	その他
32	教育委員会生涯学習部	社会教育課	士別市青少年問題協議会	附属機関	条例	調査機関
33	教育委員会生涯学習部	社会教育課	士別市社会教育委員の会議	附属機関	条例	諮問機関
34	教育委員会生涯学習部	社会教育課	士別市文化賞審議会	附属機関	条例	諮問機関
35	教育委員会生涯学習部	社会教育課	士別市文化財審議委員会	附属機関	条例	諮問機関
36	教育委員会生涯学習部	社会教育課	士別市人づくり・まちづくり推進協議会	附属機関	条例	調査機関
37	教育委員会生涯学習部	中央公民館	士別市中央公民館運営審議会	附属機関	条例	諮問機関
38	教育委員会生涯学習部	上士別公民館	士別市上士別公民館運営審議会	附属機関	条例	諮問機関
39	教育委員会生涯学習部	多寄公民館	士別市多寄公民館運営審議会	附属機関	条例	諮問機関
40	教育委員会生涯学習部	温根別公民館	士別市温根別公民館運営審議会	附属機関	条例	諮問機関
41	教育委員会生涯学習部	図書館	市立士別図書館協議会	附属機関	条例	諮問機関
42	教育委員会生涯学習部	博物館	士別市立博物館協議会	附属機関	条例	諮問機関
43	教育委員会生涯学習部	地域文化課	士別市朝日公民館運営審議会	附属機関	条例	諮問機関
44	教育委員会生涯学習部	合宿の里・スポーツ推進課	士別市スポーツ推進審議会	附属機関	条例	諮問機関
45	市立病院経営管理部	総務課	士別市病院事業運営審議委員会	附属機関	条例	諮問機関

《 財政援助団体等監査 》

I 財政援助団体監査

1 監査の対象

令和5年度に補助金交付規則等に基づき財政援助を行った団体のうち、「士別市学校給食会」及び「ラブ士別・バイ士別運動推進協議会」を抽出し監査を実施しました。

2 監査の着眼点

(1) 所管部局関係

- ① 補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- ② 補助金交付要綱等は適正に整備されているか。
- ③ 財政的援助が既得権益化しているものはないか。また、随時社会情勢に合わせて見直されているか。
- ④ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ⑤ 補助金等に関する条件の内容は明確か。
- ⑥ 補助金等の額の算定、交付の方法、時期、手続き等は適正か。
- ⑦ 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。また補助金等交付団体からさらに補助金等を受ける団体等についても同様の確認がなされているか。
- ⑧ 精算報告書の内容は、必要に応じて領収書等証拠書類との突合を行うなど十分に確認がなされているか。
- ⑨ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- ⑩ 補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
- ⑪ 補助金等の必要性を見直す仕組みがあるか。
- ⑫ 補助金等により購入された団体の資産の管理状況を適切に監督しているか。
- ⑬ 補助金等の受領団体の事務が市内部で行われていないか。また、行われている場合、その内容や理由は妥当か。

(2) 団体関係

- ① 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- ② 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ③ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- ④ 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- ⑤ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- ⑥ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- ⑦ 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。
- ⑧ 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

3 監査手順・実施手続

士別市監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に基づき、補助団体の所管部署から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿等により審査等を試査により実施するとともに、必要に応じて関係職員に対して説明を求めました。

4 監査の期間

令和6年5月20日から令和7年2月7日まで

5 監査結果の概要

今年度は、各種事業に係る補助金のうち2団体を対象として実施しましたが、その結果については、次ページ以降に記載のとおりです。

監査対象とした補助金に係る交付申請から実績報告までの事務手続きなどについては、一部に検討を要する事項がありましたので記述します。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、所管部署を通じ当該団体に対し指摘を行いましたので記述を省略します。

(1) 士別市学校給食会

① 財政援助団体の事業・決算等の概要

財政援助団体の名称		士別市学校給食会			
補助金額	1,100,000円	区分	運営補助金	支出額に対する補助金の割合	1.3%
所管部署	教育委員会生涯学習部 学校給食センター				
事業の目的とその概要	学校給食法に基づき保護者が負担する給食費会計をもって学校給食事業の管理と運営の円滑なる推進をはかることを目的とする。				
事業期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日				
決算の概要	収	入	支	出	特記事項
	給食費	71,021,271円	給食材料費	75,254,630円	交付申請日：令和5年4月14日
	物価高騰対策相当額 (学校職員等負担額)	779,628円	食材予備費	62,976円	交付決定日：令和5年7月5日
	市補助金	1,100,000円	旅費	16,800円	実績報告日：令和6年4月25日
	物価高騰対策事業補助金	3,590,172円	需用費	527,258円	
	雑収入	40,146円	支払手数料	47,850円	
	市借入金	5,000,000円	通信費他	104,811円	
	繰越金	1,143,413円	徴収事務費	784,656円	
			その他手数料	387,530円	
			市借入金	5,000,000円	
	計 ①	82,674,630円	計 ②	82,186,511円	
	収支差引額	① 82,674,630円	② 82,186,511円	=	488,119円

② 財政援助団体監査に関する意見

経理簿等の諸帳簿及び預金通帳を照合した結果、収支金額・残高は正確でしたが、一部請求書の記載に誤りがありました。軽微な誤りであり支出金額への影響はありませんが、支出を行う際には確認を怠らないよう注意してください。

事務手続きについては、補助金等交付申請書及び交付決定通知書、事業完了後の補助事業等実績報告書などの作成及び提出について遅滞や不備はなかったことから、全体的に良好であったと考えます。

また、各種事業においては、士別市産及び北海道産の食材を中心に使ったふるさと給食の実施、会議関係では、理事会及び定期総会や給食施設衛生管理研修会、北海道学校給食支部長・センター長等会議への出席などが計画通りに実施されています。

「士別市学校給食会」は、児童及び生徒が、学校給食を通じて心身の健全な発達と食に関する正しい理解と判断力を養うために重要な団体であります。昨今の物価高騰の影響による食材費の値上がりなど給食会を取り巻く環境は厳しい状況にあると思われますが、未来を担う子どもたちの健やかな成長のため、今後においても、安心安全な給食の提供及び食育の推進に努められることを望みます。

(2) ラブ士別・バイ士別運動推進協議会

① 財政援助団体の事業・決算等の概要

財政援助団体の名称		ラブ士別・バイ士別運動推進協議会			
補助金額	957,763円	区分	事業補助金	支出額に対する補助金の割合	40.6%
所管部署	経済部 商工労働観光課				
事業の目的	市民のわがまちに対する愛着を醸成し、その郷土愛や連帯感を通じて、産業間の交流と農作物等地場産品の消費拡大など、地域に根ざしたまちづくり運動を推進する。				
事業期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日				
決算の概要	収入	支出		特記事項	
	補助金 (商工会議所)	1,400,000円	食とまちフォーラム 開催事業費	96,775円	交付申請日：令和5年7月5日
	補助金 (士別市)	957,763円	年末年始大売出し 特産品代	1,400,000円	交付決定日：令和5年7月10日
	雑収入	4円	士別市産業フェア 開催事業費	847,132円	変更申請日：令和6年3月29日
			事務費	13,860円	実績報告日：令和6年3月29日
	計 ①	2,357,767円	計 ②	2,357,767円	
	収支差引額	① 2,357,767円 － ② 2,357,767円 ＝ 0円			

② 財政援助団体監査に関する意見

経理簿等の諸帳簿及び預金通帳を照合した結果、収支金額・残高は正確でしたが、補助金交付額の全額が概算払いで支出されていました。

概算払いを行うにあたっては士別市補助金交付規則取扱要領第11条のただし書きにおいて「市長が特に必要があると認めたとき」とあるので、今後において概算払いの必要性を明記してください。

また、事業の実施に関して、協議会規約第9条にある「戦略会議」の取り組みが曖昧なものとなっているように見受けられます。戦略会議のあり方を含めて事業内容の検討が必要であると考えます。

ラブ士別・バイ士別運動は、士別市のまちづくり運動の発展に重要な役割を果たすものであると考えますので、この運動が広く市民へ浸透、発展することを期待します。

Ⅱ 公の施設の指定管理者監査

1 監査の対象

令和5年度に指定管理者による管理が行われている施設のうち、次の2施設を抽出し監査を実施しました。

公の施設の名称	指定管理者名	所管部署
士別市日向保養センター	株式会社 志B E T Sホールディングス	経済部 畜産林務課
士別市朝日農業者 トレーニングセンター	株式会社 翠月	教育委員会生涯学習部 合宿の里・スポーツ推進課

2 監査の着眼点

(1) 所管部局関係

- ① 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠を置いているか。
- ② 指定管理者の指定は適正、公正に行われているか。
- ③ 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。
- ④ 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- ⑤ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- ⑥ 事業報告書の点検は適正になされているか。
- ⑦ 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務または管理の状況に関し報告を求め、調査または指示を行っているか。
- ⑧ 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。
- ⑨ 指定管理者制度の採用により、効率的な管理及び運営が図られ、利用促進がはたらくものとなっているか。
- ⑩ 利用料金制を採用している場合、そのことによって市民サービスの向上につながっているか。また、採用していない場合は、市民サービスの向上のため利用料金制を採用する余地がないか検討がなされているか。
- ⑪ 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。または指定管理者の費用で実施させていないか。
- ⑫ 条例に基づき、使用料等の減免をしている場合、その手続は適正に行われているか。

(2) 団体関係

- ① 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- ② 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ③ 利用料金制を採用している場合、利用料金等の取扱いは適正に行われているか。
- ④ 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。
- ⑤ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- ⑥ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

- ⑦ 行政財産の目的外使用許可等、地方公共団体の長のみが行うことができる権限に属する事務が行われていないか。
- ⑧ 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。

3 監査手順・実施手続

士別市監査基準(令和2年監査委員訓令第1号)に基づき、所属部署から事業報告書等の提出を求め、指定管理者と締結された基本協定書等(年度協定書を含む。)と事業報告書との突合を中心に審査を実施するとともに、必要に応じて関係職員の説明を求めました。

4 監査の期間

令和6年9月9日から令和7年2月7日まで

5 監査結果の概要

各指定管理者の管理業務等その結果については、次ページ以降に記載のとおりです。

監査対象とした施設は、管理運営において一部不適切な事項や検討を要する事項がありましたので記述いたします。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、所管部署あるいは指定管理者に対し指摘を行いましたので記述を省略いたします。

(1) 公の施設の事業・決算等の概要

令和5年度 士別市日向保養センター

指定管理者名			株式会社 志 B E T S ホールディングス							
所 管 部 署			経済部 畜産林務課							
建 物 概 要			鉄骨造平家建 786.98㎡							
施 設 概 要			休憩室、浴室（和、洋、各サウナ室付）、会議室（兼宴会場）、食堂							
指定管理期間			令和4年4月1日～令和7年3月31日							
指定管理者が行う業務内容			(1)施設の運営及び維持管理に関する業務 (2)施設の使用許可等に関する業務 (3)前記に付随する業務							
指定管理料	区 分		協 定（当初）		協 定（変更）		実 績			
	金 額		15,000,000円		17,884,000円		17,884,000円			
	支払い条件	第1期	4月支払分	10,500,000円	4月支払分	10,500,000円	令和5年4月20日支払い	10,500,000円		
		第2期	10月支払分	3,000,000円	10月支払分	3,000,000円	令和5年10月26日支払い	3,000,000円		
		第3期	3月支払分	1,500,000円	3月支払分	4,384,000円	令和6年3月28日支払い	4,384,000円		
施設の維持管理	項 目		業務の主な内容				頻 度		実施年月日等	
	消防用設備等		総合点検				年1回		令和5年6月8日	
			機器点検				年2回		令和5年6月8日	
									令和5年12月6日	
	浄化槽設備点検		定期水質検査				年1回		令和5年10月30日	
			清掃				年1回		令和5年11月8日	
			保守点検				2週間に1回		2週間に1回	
	自家用電気工作物保安管理		年次点検（停電点検）				年1回		令和5年7月5日	
	浴場設備等保守点検		浴槽水		3項目及び5項目水質検査		年1回以上		令和5年8月25日	
					レジオネラ属菌検査		年2回		令和5年8月16日	
			実施なし							
			温泉源泉水		レジオネラ属菌検査		年1回		実施なし	
					温泉源泉水地下タンク清掃・消毒		年1回		令和6年3月27日	
					循環配管・補給系統配管洗浄・消毒		年1回		令和5年7月26日・27日	
					濾過器保守点検		年2回		令和5年7月26日・27日	
									令和6年3月8日	
	残留塩素測定				1日3回以上		毎日実施			
	飲料用水設備等保守点検		飲料用水水質検査				年1回以上		実施なし	
			飲料用水タンク清掃・消毒				年1回		実施なし	
			貯湯タンクの清掃・消毒				必要に応じて		実施なし	
			残留塩素測定				1日1回		毎日実施	
	その他設備・機器点検等		ボイラー設備保守点検				年1回		令和6年3月6日	
			暖房設備保守点検				年1回		令和6年3月6日	
			灯油タンク清掃				必要に応じて		実施なし	
			業務用三温度冷凍冷蔵庫保守点検				年1回		実施なし	
			業務用冷蔵庫保守点検				年2回		実施なし	
			コールドウォーターディスペンサー保守点検				年2回		実施なし	

科 目		令和5年度決算（税抜・円）	令和5年度予算時（税込・円）
収 入	売上	16,853,413	31,844,000
	入浴料	11,302,075	14,131,000
	食堂収入	3,588,149	6,837,000
	宴会収入	988,085	8,312,000
	会議室	20,183	0
	販売品（アメニティ）	292,757	2,564,000
	その他	662,164	0
	営業外収益	16,258,182	15,000,000
	指定管理料	16,258,182	15,000,000
計 ①		33,111,595	46,844,000
支 出	営業管理費	34,424,073	39,020,000
	車両費	544,991	804,000
	利用施設維持費	0	1,049,000
	消耗品費	0	119,000
	清掃費	0	1,437,000
	燃油費	7,719,708	9,272,000
	給料手当	8,871,057	5,400,000
	賃金	2,939,583	4,400,000
	賞与	0	2,000,000
	法定福利費	0	1,274,000
	福利厚生費	219,450	490,000
	旅費交通費	14,901	411,000
	事務費	53,934	256,000
	通信費	137,669	254,000
	広告費	130,182	600,000
	租税公課	0	129,000
	退職引当金繰入	0	528,000
	貸倒引当繰入	0	3,000
	保険費	0	320,000
	動力光熱費	6,095,257	6,348,000
	消耗備品費	1,816,876	201,000
	接待交際費	27,375	0
	支払手数料	1,279,089	0
	雑費	4,574,001	852,000
	会議費	0	43,000
	減価償却費	0	99,000
	退職給与金	0	931,000
	総務業務委託費	0	1,800,000
	仕入れ	3,705,949	7,824,000
	販売品仕入れ	492,775	1,077,000
	材料品仕入れ（食堂）	2,401,733	2,860,000
	材料品仕入れ（宴会）	811,441	3,887,000
	営業外費用	24,000	0
	寄付金	24,000	0
計 ②		38,154,022	46,844,000
収支差引額（①－②）		△ 5,042,427	0

利用状況等の年度別実績

	開館日数		利用人数	売上	指定管理料	費用	当期利益金
	温泉	食堂					
令和4年度	309	309	39,956	19,391,676	15,251,818	43,486,933	△ 8,843,439
令和5年度	305	298	30,655	16,853,413	16,258,182	38,154,022	△ 5,042,427

令和5年度 士別市朝日農業者トレーニングセンター

指定管理者名		株式会社 翠月				
所管部署		教育委員会生涯学習部 合宿の里・スポーツ推進課				
建物概要		鉄筋コンクリート造一部2階建 延べ床面積1,868.81㎡（1階1,504.32㎡、2階364.49㎡）				
施設概要		事務室、女子更衣室、指導員室、器具室、ラウンジ、多目的トイレ、プレイルーム、 アリーナ、トレーニング室（2階）、卓球室（2階）				
指定管理期間		令和3年4月1日から令和6年3月31日まで				
指定管理者が行う業務内容		（1）センターの運営及び維持管理に関する業務 （2）センターの利用許可に関する業務 （3）センターの利用指導に関する業務 （4）その他市長が定める業務				
指定管理料	区 分	協 定			実 績	
	金 額	12,192,103円			12,192,103円	
	支払条件	第1期	4月支払分	9,000,000円	9,000,000円	令和5年4月28日支払
		第2期	10月支払分	2,000,000円	2,000,000円	令和5年10月26日支払
		第3期	2月支払分	1,192,103円	1,192,103円	令和6年2月29日支払
施設の維持管理	項 目	業務の主な内容			頻度	実施年月日等
	消防設備点検	日常点検			毎 日	毎日実施
		定期点検	自動火災報知器		年2回	令和5年4月13日 令和5年11月28日
			誘導灯設備点検		年2回	令和5年4月13日 令和5年11月28日
			消火設備点検		年2回	令和5年4月13日 令和5年11月28日
	暖房設備点検	日常保守点検		毎 日	毎日実施	
		定期点検		年1回	令和5年6月15日	
	地下タンク等点検	燃料地下タンクの点検		年1回	令和5年11月29日	
	トレーニング機器点検	日常保守点検		毎 日	毎日実施	
		定期点検		年2回	令和5年11月1日 令和6年3月22日	
	放送設備	安全確認		毎 日	毎日実施	
		故障時の緊急保守		必要に応じて	実施なし	
	施設・整備点検	保守点検		必要に応じて	実施なし	
	備品保守点検	保守管理		必要に応じて	実施なし	
	小破修繕	照明設備の維持・交換		必要に応じて	6回実施	
		その他施設の修繕		必要に応じて	実施なし	
	清掃業務	館内日常清掃		週6日	週6日実施	
		台風等災害後の清掃		必要に応じて	実施なし	
	一般廃棄物処理	ゴミ収集		週3回	週3回実施	

(2) 公の施設の指定管理者監査に関する意見

①「土別市日向保養センター」について

基本協定書で定める「年次業務計画書」や、業務日報に基づく「月例業務報告書」等が市へ提出されていなかったほか、提出されている書類においても協定書で定める内容を満たしていませんでした。また、安全対策で規定する消火訓練等の各種訓練が行われていないなど、定められた業務の実施基準を満たしていない項目が散見されました。

指定管理者は、協定書に基づき適切に業務を行うとともに、市は、報告が必要な書類の提出状況や内容を十分に把握し、必要に応じて指定管理者へ指導・助言されるよう望みます。

また、要求水準書に基づき施設の維持管理に努められていますが、各種設備の点検において点検回数の不足が見受けられました。施設の維持管理については、市と指定管理者双方において、基準どおりの点検が実施されているかを定期的に確認する必要があると考えます。

そのほか、事業報告書の収支決算書において、予算積算時と異なる費用項目が記載されていたほか、それぞれ予算書は「税込み」、決算書は「税抜き」で表記されていたことから、収支決算の比較ができない内容となっていました。また、事業報告書の売上合計や利用者数について、業務日報の集計と異なる部分が散見されました。収支決算においては、予算積算時に計上された経費が実態にあったものであるか、決算書は当初予算書に基づいた内容となっているかを、市と指定管理者双方で確認することが必要です。また、日々の売上げや利用者数を記す業務日報を、業務改善等に活かすことが重要であることから適切に管理するとともに、その内容に基づいた事業報告書を作成されるよう改善を求めます。

会計の管理については、これまで全て、志BET Sホールディングス本社で経理が行われており、日向保養センターと他の事業との会計区分が明確になっていませんでした。指定管理業務に係る会計は他の事業の会計と区分し、日向保養センターで独立した経理を行うべきと考えます。

また、年間の事業計画を立てる際には、必要な事業内容であるか十分に精査するとともに、必要な事業が行えるよう、適切な指定管理料の算定に努めてください。

日向保養センターは、地域住民をはじめ、観光客など多くの方に親しまれてきた歴史のある温泉施設です。施設の運営にあたっては、自主事業としてのイベント開催やSNSによる情報発信を積極的に行い、財政基盤の強化に努められるよう望みます。今後も、市と指定管理者との連携を密に行うなかで、基本協定書等に基づく適切な管理のもと安全安心な施設運営に努め、利用者に寄り添ったサービスの提供、利用者の増加に向けた取り組みを期待します。

②「士別市朝日農業者トレーニングセンター」について

基本協定書に基づく管理運営については概ね適正に行われていましたが、施設利用に関して検討を要する事項がありました。

士別市朝日農業者トレーニングセンター条例で定められている個人の利用区分について、移行時間の設定（午後12時～1時、午後5時～6時）が個人利用者の使用に馴染まないように思われます。特にここ数年市民の健康意識の高まりなどによりトレーニング室の利用が増えるとともに利用時間帯も多岐に渡ることからも、個人でも利用しやすい施設となるよう、市内にある屋内体育施設と合わせて検討すべきものと考えます。また、このトレーニング室の利用については、初めて使用する方向けに「トレーニング機器の使用方法」や「簡単なトレーニング方法」を明示するなどの工夫も必要かと考えます。

施設の整備に関しては、既存の男子トイレを多目的トイレに変更した際に従来の男子更衣室を男子トイレに改修したため、男子更衣室がない状態になっています。施設利用に支障をきたしていないか利用者に聞き取りを行うなど検証が必要と考えます。

今後においても適切な管理運営に努め、利用者が安全に使用できる施設となることと合わせて市民の健康増進に寄与することを期待します。